

2 役員はすべて総会において正会員の互選により選出し、その任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

3 会長および理事は本会の運営にあたる。

4 監査は本学会の会計監査を行なう。

第9条（総会） 本学会は毎年1回総会を開催する。

2 会長は、その必要を認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第10条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 監査は毎年本学会の会計監査を行ない、これを総会に報告して承認を受けなければならない。

第11条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の決定によることとする。

附 則

本会則は、1989年7月7日から実施する。

本会則は、1996年5月10日から改訂実施する。

桃山学院大学人間科学会投稿規定

1) 機関誌に投稿できる者は原則として本学会正会員とする。準会員は、指導教員もしくはそれに準ずる者の推薦と理事会の承認があれば、投稿できる。これらの会員以外の投稿については、理事会の審査を経て受理することがある。

2) 投稿内容は、論文、翻訳、研究ノート、書誌、資料、会員活動報告、その他とする。

3) 原稿は、手書き・ワープロを問わずB5判・横書きを原則とし、用紙の種類・枚数は自由とする。但し、400字詰原稿用紙で50枚以上になる原稿については、編集上の都合で分載することもある。

4) 論文には必ず500語程度の欧文摘要を添付すること。

5) 原稿には所定の投稿表を添付すること。

6) 投稿に際しては、締め切り日を厳守して、完成原稿を編集責任者に提出すること。